

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 8月 15日施行

令和 7年 8月 15日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第40号

佐用町認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7年 8月 15日

佐用町長 庵 途 典 章

## 佐用町要綱第40号

### 佐用町認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業実施要綱の一部 を改正する要綱

佐用町認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業実施要綱（令和3年佐用町要綱第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「老齢福祉年金を受給している者」を「、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に該当する者のうち、老齢福祉年金を受給している者」に改め、同項第2号中「住民税非課税世帯に属する者で、合計所得金額、課税年金収入額及び厚生労働大臣が定める年金（平成28年厚生労働省告示第81号）に規定する年金の収入額（以下、「非課税年金収入額」という。）の合計が80万円以下の者」を「令第38条第1項第1号に該当する者のうち、前号に該当しない者」に改め、同項第3号中「住民税非課税世帯に属する者で、合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の者」を「令第38条第1項第2号に該当する者」に改め、同項第4号中「住民税非課税世帯に属する者で、合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が120万円を超える者」を「令第38条第1項第3号に該当する者」に改め、同条第2項中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「令」に改める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。